北海道警察旭川方面本部告示第 132 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月19日

北海道警察旭川方面本部長　　岡　田　　昭　広

１　意見の聴取の期日

令和８年11月27日　午前９時00分から

２　意見の聴取の場所

旭川市近文町17丁目2699番地の５

北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場

「意見の聴取」会場